

## 吹田市遺伝子情報保護連絡会規約

### (目 的)

- 第1条 遺伝子情報は大切な個人情報であり、遺伝子解析や情報の管理が血液の提供者や市民の理解の基に行われることが重要である。
- このため遺伝子情報の保護の観点から遺伝子解析機関を含めて情報の交換を行い、市民との信頼関係を保持し、もって予防医学の進歩に寄与することを目的として吹田市遺伝子情報保護連絡会を設置するものとする。

### (組 織)

- 第2条 吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）は、委員7名で組織する。
- 2 連絡会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げるものとする。
- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 国立循環器病研究センターの代表者 | 1人 |
| (2) 大阪大学の代表者         | 1人 |
| (3) 吹田市医師会の代表者       | 1人 |
| (4) 大阪府吹田保健所の代表者     | 1人 |
| (5) 吹田市民の代表者         | 2人 |
| (6) 吹田市の代表者          | 1人 |
- 3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

### (任 務)

- 第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、国立循環器病研究センター及び大阪大学における遺伝子解析研究に関する事項について情報の交換を行い、委員は意見を述べることができる。

### (会長及び会長代理)

- 第4条 連絡会に会長及び会長代理を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

### (会 議)

- 第5条 連絡会は、市長が招集する。
- 2 会長は、連絡会の議長となる。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は健康医療部長が定める。

附則

この規約は、平成12年6月23日から施行する。

附則

この規約は、平成13年10月29日から施行する。

附則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年8月25日から施行する。

## 吹田市遺伝子情報保護連絡会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成14年3月29日条例第10号）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報を審議する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### (傍聴者の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

### (一般席の傍聴者の定員)

第4条 一般席の傍聴の定員は、原則として5名とする。

### (一般席の傍聴の手続)

第5条 一般席の傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時間までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、事務局の職員が傍聴者の定員を増員することができる。

### (傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

### (傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(事務局の職員の指示)

第11条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴者がこの要領に違反するときは、事務局の職員はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 健康医療部長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

## 附 則

この要領は、平成12年9月29日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

## 吹田市遺伝子情報保護連絡会委員名簿

平成29年(2017年)4月1日現在

氏名	団体及び役職名	*
宮本 恵宏	国立循環器病研究センター 予防健診部長	1号
森 正樹	大阪大学 医学系研究科 教授	2号
川西 克幸	一般社団法人吹田市医師会 会長	3号
谷口 隆	大阪府吹田保健所 所長	4号
田中 穰	吹田循環器病予防友の会 会長	5号
藤原 俊介	吹田地区人権擁護委員会 委員長	5号
春藤 尚久	吹田市副市長	6号

\* 1号…国立循環器病研究センターの代表者

\* 2号…大阪大学の代表者

\* 3号…吹田市医師会の代表者

\* 4号…大阪府吹田保健所の代表者

\* 5号…吹田市民の代表者

\* 6号…吹田市の代表者

選任期間：平成28年(2016年)8月25日～平成30年(2018年)8月24日